

## 会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		平成26年度 第1回 川西市損害評価会		
事 務 局 (担当課)		市民生活部 生活活性室 産業振興課		
開 催 日 時		平成26年8月19日(火) 午前10時～午前10時30分		
開 催 場 所		川西市役所 2階 202会議室		
出 席 者	委 員	谷垣内 敏一、菊本 秀明、阪上 善一、 増井 藤一、正本 啓一、前田 三千雄、 垣内 敏郎、福田 義久、磯邊 孝志		
	そ の 他			
	事 務 局	中西課長、上中主任、五代主事		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会 議 次 第		(1) 平成26年産水稻引受状況について (2) 平成26年産水稻損害評価方法及び日程について (3) 平成26年度水稻損害防止事業補助金について		
会 議 結 果		別紙のとおり		

## 審議経過

事務局	<p>皆さまおはようございます。本日は大変お暑い中ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より第1回損害評価会を開催いたします。</p> <p>一週間前の台風11号と先週末の花火大会が中止というのは、私の記憶にある限り、中止と決まっている以外はなかったように思います。非常に河川も増水しており、ここにいらっしゃる委員の皆様の地域も相当な被害を受けております。私も先週現地に行かせていただいて、いたる所で被害があったと感じております。その中で損害評価会を開催させていただいておりますが、一つよろしく願いいたします。</p> <p>本日の出席につきましては、全員出席となっております。</p> <p>それでは、開会にあたりまして会長より一言ご挨拶をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。今年度初めての会議となります。皆様方よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは川西市損害評価会運営要綱運営要綱第3条に基づき、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは川西市損害評価会運営要綱第4条2項に基づきまして、議長の指名により議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は、増井委員、前田委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より協議事項に入ります。</p> <p>協議事項 平成26年産水稻引受状況について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>協議事項 平成26年産水稻引受状況についてご説明申し上げます。</p> <p>平成26年産水稻引受状況につきまして、資料2ページをご覧ください。</p> <p>2ページは26年産の引受状況が地区別、戸数、筆数ごとに載っております。</p> <p>今年の引受地区は23地区です。水稻引受戸数につきましては234戸、筆数781筆、引受面積は5千679.2a、引受収量は19万,1千226kg、農家負担共済掛金は9万1千127円、賦課金10万8千149円、農家掛金合計19万9千276円となっております。</p> <p>昨年度と比べますと、16戸の減、48筆の減、212.8aの減、引受収量につきましては7千141kgの減という状況でございます。</p> <p>引受戸数が減少した理由といたしましては、今年は火打地区より水稻共済関係停止申出書の提出があったことから1地区減となっております。</p> <p>引受面積の減少要因としては、多田院、東畦野地区では水稻から畑作へ転用、石道地区では新名神高速道路建設工事により、工事車両が農地に侵入するため営農できず</p>

休耕というような事情もあり、減少しております。また、ほかに用地買収により宅地となっている地区もございました。

ほかにも減少の要因として、芋生や一庫、国崎、黒川地区で見られるように水稲を耕作していた者が亡くなった後、後継者がおらず、やむを得ず休耕となっているケースが増加している、というふうに考えております。

これらの結果、引受面積の減少は続き、前年度に比べ引受面積等約4%減少となっております。

また、資料1ページに戻りまして、この結果を取りまとめたものを8月5日付、川西市長名で兵庫県農業共済組合連合会会長理事あてに平成26年産水稲1回作引受通知書を提出しております。

以上が平成26年産水稲引受状況でございます。ご協議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

協議事項 平成26年産水稲引受状況について、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございましたらどうぞ。

ご意見がないようであれば、協議事項 平成26年産水稲引受状況について了承してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。(出席全委員)

議長

異議なしの声がありましたので、了承とさせていただきます。

では次に協議事項 平成26年産水稲損害評価方法及び日程について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議事項 平成26年産水稲損害評価方法及び日程について、ご説明いたします。

先日、8月10日、11日にかけて市内に被害をもたらした台風11号は、圃場や水路等に大きな被害を与えております。

またその被害の片づけが終わらないうちに16日の土曜日に大雨が降り、また新たな被害が出ている状況となっております。中でも、石道地区におきましては、8割の農地が冠水するという被害が出ておりました。これは新名神高速道路建設による山を切り崩したことが原因かもしれませんが、石道地区は甚大な被害が出ております。

もちろん、石道だけではなく、赤松であったり、山原、一庫の方でも被害は出ており、黒川の方でも大きな被害が出ているところでございます。

今回石道地区で8割の農地が冠水しているという話をしましたが、その中には水稲の地区も含まれております。水稲も完全に水に浸かっている状況で、本来であれば損害評価会を開いて皆様に損害評価をお願いするところでしたが、冠水ということで水が引いた後にどれくらい被害が出ているか分からないという事と、実際に水稲の穂が出ていない状況だったので被害があったのか、ないのか判断できないという状況でしたので本日まで損害評価会を開きませんでした。

ただ、8月29日の生産組合長会で損害評価野帳をお配りしますので、生産組合員の方から損害評価野帳の提出があれば現地へ見に行くという形を取りたいと思っております。

台風11号以外に、先日の大雨のようなゲリラ豪雨で被害が出るという事もありますので、被害報告を9月以降に取りまとめて、現地圃場を見に行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

このような被害報告が9月から入ってくるため、損害評価の方法について再度確認させていただきたいので資料3ページをお開きください。

損害評価は、まず農家の被害申告から始まります。損害野帳は自分のところで「これくらいの被害が出ました」という形で見込収量の方を書いていただいたものを市の方へ提出いただき、それを受けて市の方から損害評価員の皆様に集まさせていただきよう召集をさせていただきたいと思っております。それと同時に県の連合会の方と一緒に被害圃場に向かい、被害がどうであったかという損害評価を今年も行っていきたいと考えております。また、水稻の被害につきまして基準収穫量100%、引受収量の方が3割以上の被害が出ないと水稻被害とみなしませんので、引受収量の70%を超える被害でようやく保険金がおきるような形となっております。

昨年、損害評価をいただいた皆様はご存知かと思いますが、今年も分割評価制度がございます。その圃場は適切な病害虫の対応がなされているか、獣害等に対して電気柵の設置等を行っているかというところを確認いただき、減点方式で損害評価の方を行ってまいりたいと考えております。

引き続きまして資料4ページに生産組合長会でもお渡ししようと思っております、損害評価野帳の作成についてという事で申請の流れをお載せしております。前の3ページの流れをもう少し分かりやすくしたもので、被害のあった農家に野帳を作成いただき、それを各生産組合長の方が本当にその圃場に3割を超える被害が出ているかどうか検見を行っていただきます。ただ、この検見につきましては、同じ地区の生産組合長の方でしたら、甘い評価をされることもあるかもしれないという事がございますので、大変申し訳ないのですが、他の生産組合長とともに検見をしていただきたいと思います。

資料12ページに損害評価員名簿ということで川西A、多田A、多田B、多田Cという形で各地区をブロック分けにした表をお付けしております。この中の損害評価員、生産組合長の名前をお載せしておりますので、各地区でご協力いただいて自分の地区以外のところも検見していただいたうえで損害評価野帳の提出をお願いしようと思っております。

その後、損害評価員である生産組合長に圃場を確認したという意味で野帳に押印をいただいた上で市へ提出していただこうかなと考えております。野帳の提出後、皆様に損害評価会を行うので、お集まりくださいとお願いするかと思います。今年は災害が多いので、もしかしたら昨年より呼び出しする回数が多いのではないかな、と思いますが、ご予約を空けていただきたいと思います。

資料5ページも次の生産組合長会でお話しようかと思っております。損害評価野帳の記入方法ということで、野帳は基本的にボールペンで記入していただこうと考えて

おります。野帳の記入方法は6ページに見本という事でお付けしております。被害報告はこのような形で報告をしていただこうと考えております。

共済被害の対象となりますのが、風害、水害、風水害、干害、冷害、雨湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、病害、虫害、獣害、鳥害、ひょう害、火災となっております。

今年は水害が多いのではないのかな、と考えておりますが、9月に入りますと台風シーズンに入りますのでどうなるのかわからない状況でございます。続きまして資料7ページをお開きください。

7ページは今後の損害評価会の日程についてお示ししております。

本日の損害評価会の後、市町損害評価委員等研修会が兵庫県農業共済組合連合会神戸主張所の方がメインで行われることになっております。

本日午後1時からフルーツフラワーパークで研修会を受けていただいた後、神戸で実際に被害のあった圃場を皆様に見ていただき、目ならしをしていただきたいと思います。

続きまして、8月29日の金曜日、第3回生産組合長会で先ほど申し上げた損害評価野帳を配布いたします。このため9月に被害報告が続々と集まってくるのではないかと考えております。被害申告は稲を刈り取るまでの期間となっておりますので、被害報告は遅くとも10月頭くらいになるのではないかと考えておりますが、それまで皆様をお呼び出しすることになるとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

9月中旬くらいに県連合会から実測調査を行いたいと話が出ておりますが、損害評価と一緒に回っていただくことになるかと考えております。次の予定といたしまして10月31日(金)に第2回損害評価会を開催してと考えております。このとき、8月29日から10月までにそろった被害報告を取りまとめ、損害評価高案の諮問並びに答申、修正量の報告、段階別面積報告を行いたいと考えております。それを受けまして、当初評価高の提出と水稻減収量の認定、12月中旬に損害評価書、保険金請求書を提出いたしまして12月下旬には被害のあった農家へ保険のお支払いをしようと考えております。

以上が日程でございます。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に内容につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

委員

すみません、再確認ですけれど先ほどの説明でこの台風及び風水害によって水田の冠水のみで、水田の流失とか土壌の埋没はないんですね。

事務局

埋没の情報は入っていませんが、冠水した圃場の水が引いた後、流木で圃場が埋まってしまったということ聞いております。ただ、申し訳ないのですが写真で見ると3割の被害には見えませんでしたのでこれ被害として受け取れないと考えております。水が引いた後に土地が落盤してしまっていたという状況ならお出ししていたのではないかと考えております。

事務局

何か所か田んぼの上に斜面が落ちてきて、という箇所が何か所かありますが、量的

に言う一枚の田んぼに比べたらその部分だけになってしまい、3割の被害というのは少し苦しいかな、という状況ではあります。また、石道のように一度水に浸かったところは水が引くと石が残るんですけども、現場に向かった時には皆さんが石等を片付け終えているという事がありました。一か所だけ流木があるところを残しておいてくれたんですけども、被害が3割あるのか、と言われると、3割はない状態でした。

委員

どの程度の被害になっていたんでしょうか。

事務局

今回は相当各地で被害が出ています。水田だと一部崩れたため、そこから水が漏れている状況がございます。ですが、稲自体がということはありません。土地の畦が落ちたために水が抜けてしまい、機能が維持できるかということとか、あと斜面が田んぼに落ちたものの、それほど大きな面積は落ちていないとか現場はそんな状況でした。

委員

ありがとうございます。

議長

ほかにございませんか。

ないようであれば、協議事項 平成26年産水稻損害評価方法及び日程について、了承してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。（出席全委員）

議長

それでは次に協議事項 平成26年度水稻損害防止事業補助金について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、協議事項 平成26年度水稻損害防止事業補助金について、説明いたします。

資料8ページから9ページをご覧ください。まず、水稻損害防止事業の事業費総額ですけれども、苗種施用剤（ブイゲットアドマイヤー粒剤）購入費は、引受面積5千679.2aに対しまして、580袋分の198万3千600円、1袋当たりの価格は昨年より値下げされまして3千420円。補助金予定額としたしまして、15万円を計上しております。

10aに1袋の計算をしておりまして、23地区に振り分け、補助金を按分しております。この結果の方が9ページにございます地区別補助一覧となっております。予定といたしましては、9月の中旬には市からJA兵庫六甲へ補助金15万円を振込し、この補助金の内訳に沿いましてJA兵庫六甲から各生産組合の口座に振込をお願いする予定でございます。

ちなみに、昨年の損害評価会でもご説明しておりますが、ブイゲットアドマイヤー粒剤購入費が昨年度24万6千円の補助金が今年度は15万円となっておりますの

は、水稻積立金の取り崩し額があまりにも多く、このままでは今後事業が維持できませんので減額して支給し、事業を維持しようと考えた結果でございます。急激な減額となっておりますがご了承いただきたいと思ひます。

説明は以上です。

議長

ただ今の説明につきまして、何かご意見ございましたらどうぞ。

委員

この補助金は生産組合長に対して支払われるものですね？

事務局

はい。生産組合長に対して振込をさせていただくものになります。金額は出在家でしたら349円、栄根でしたら1,476円、加茂でしたら9千585円という形で振り分けております。

議長

お後、何かございませんか。ないようであれば、協議事項 平成25年度水稻損害防止事業補助金について、了承してよろしいか。

委員

異議なし。(出席全委員)

議長

ご異議がないようですので、本日の協議事項は全て終わりました。以上をもちまして、議長を降壇させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午前10時25分

平成26年8月19日

議長(会長) 谷垣内 敏一

署名委員 増井 藤一

署名委員 前田 三千雄